

第 2 章 機器及び材料

第 1 節 一 般 事 項

2.1.1 使用機材

- 1 請負者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機器及び材料（以下、「機材」という。）を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。
- 2 請負者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。
- 3 請負者は、主任監督員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 4 請負者は、機材の製作図を機材製作前に主任監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

2.1.2 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例

- 1 請負者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 2 請負者は、材料使用承諾申請書の提出に当たっては、使用する機材の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 請負者は、機材の規格又は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び機能と同等以上の機材を使用しなければならない。
- 4 請負者は、第 1 項の機材を使用するときは、その使用に先立ち、外観、形状、寸法等を確認するとともに、品質、機能等を確認する物理的又は科学的試験を行わなければならない。
- 5 第 2 項の試験の方法は、当社電気設備機器標準設計集（以下、「電気設備機器標準設計集」という。）の試験項目の規程に準じて行う。
- 6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。
 - (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (2) 新材料等の概要
 - (3) 施工実績
 - (4) 特徴
 - (5) 選定理由
 - (6) その他必要と認められる事項